

令和8年6月定例会 田中志保議員 総括質問資料 ①

無断転載禁止

転居費用助成

住環境の改善や家賃負担の軽減のために区内で転居する際に必要となる初期費用を助成し、低所得の方の民間賃貸住宅への円滑な転居を支援します。物件申し込み前（入居審査を受ける前）までに申請が必要です。

■ 対象世帯	住環境の改善または家賃負担軽減のため、区内の民間賃貸住宅に転居を希望している方で、次の対象要件を全て満たす世帯。
■ 対象要件	<p>【主な要件】</p> <ol style="list-style-type: none"> 引続き2年以上区内に居住し住所を有していること。 区内から区内への転居であること。 引越しの理由が以下1または2のいずれかであること <ol style="list-style-type: none"> 住環境の改善の為の転居である (身体状況の悪化により2階から1階に住み替える必要がある、修繕をしないと居住継続が困難である等) 家賃負担軽減のため現状より安い家賃の住宅への転居を希望している。 世帯の合計所得金額が月額158,000円以下（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯は、月額214,000円以下）であること。 【モデル世帯】夫婦・子ども2人（18歳未満）の場合、世帯収入（給与）5,300,000円程度 世帯員が特別区民税・都民税を滞納していないこと。 生活保護法に規定する住宅扶助等の公的な給付を受給していないこと。 <p>その他にも要件があります。詳細は都市整備部住宅課管理係（電話：03-3312-2111（代表））へお問い合わせください。</p>
■ 助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 転居先住宅の建物賃貸借契約締結に係る費用（敷金、家賃、共益費分を除く） 転居先への家財の運搬費用
■ 助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 単身世帯：上限15万円 2人以上の世帯：上限20万円
■ 助成限度	1世帯1回まで



出典元「転居費用助成」 杉並区ホームページ掲載

中野区ひとり親家庭住宅支援補助金交付事業

更新日：2025年3月25日 |

区内で転居を考えているひとり親家庭の方のご相談や、転居に係る経費の補助を行っています。転居のことでお困りの方は、まずはご相談ください。

実施内容

区内転居をした際にかかった引越費用や初期費用等について補助金を支給します。

手続きの流れ

1 区への事前相談

補助金を申請するためには、事前相談が必要です。中野区役所3階1番子ども総合窓口まで事前相談にお越しください。予約をしておくとしスムーズに相談が行えます。

母子・父子自立支援員が生活上の課題の整理、個々の状況に応じた転居後の生活プランの提案や、補助金の申請方法についてご案内します。

※転居をお考えの方は、物件を探す前に事前相談にお越しください。

2 転居（賃貸借契約の締結）及び対象経費の支払い

3 補助金の申請

申請に必要な書類を添えて提出してください。（対象者や提出書類の詳細は下記に記載してあります）

4 補助金の決定

補助金の交付決定後、交付決定通知を送付します。

5 補助金の請求・支払い

補助金の請求をしていただき、ご指定の口座に補助金を振り込みいたします。

対象者

18歳（高校3年生等）までの子を養育している区内在住のひとり親または実質ひとり親（離婚協議中であることを明らかにすることができる書類を有する者）で次の要件をすべて満たす方

1 次のいずれかの理由により新たな住居に住み替える必要がある者

- ・離婚に向けた協議に進展等があること。
- ・住居の取り壊し等に伴い1年以内の退去を求められていること。
- ・児童の成長等により養育環境に変化があること。

2 区内に引き続き1年以上居住していること。

3 民間賃貸住宅に転居し、対象経費を自ら負担していること。

4 申請日から1年間の収入の見込額が、収入限度額（下表参照）に満たないこと。

5 母子生活支援施設を利用していないこと。

6 生活保護法による保護を受けていないこと。

7 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

収入制限

以下に掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。扶養人数が5人目以降は、1人につき475,000円加算となります。

収入限度額表

扶養人数	収入額
0人	3,343,000 円
1人	3,850,000 円
2人	4,325,000 円
3人	4,800,000 円
4人	5,275,000 円

対象経費

引越にかかる費用、民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る礼金、仲介手数料及び前払い家賃

補助額

負担している対象経費の額（上限300,000円）

申請に必要な持ち物

- ・対象経費を負担したことを証明する書類
- ・賃貸借契約書の写し
- ・申請者及びその児童の戸籍の謄本又は抄本
- ・申請者の属する世帯全員の住民票の写し
- ・申請者の以後1年間の収入見込額を明らかにすることができる書類
【給与収入がある方】給与明細書などの収入額が分かる書類
※申請時点の直近1か月分の収入額が分かる書類をご用意ください。
【年金収入がある方】年金決定通知書、年金額改定通知書等の支給額が分かる書類
【事業収入または不動産収入がある方】帳簿などの収入額が分かる書類
- ・離婚に向けた協議の進展により新たな住居に住み替える必要がある場合については、申請者が離婚協議中であることを明らかにすることができる書類
- ・申請者が取り壊しなどに伴い1年以内に退去を求められている場合については、その事実を明らかにすることができる書類
- ・振込口座がわかるもの（通帳・キャッシュカード等）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

申請期限

転居日から6か月以内（事前相談日から申請までの期間に制限はありません）

出典元「中野区ひとり親家庭住宅支援補助金交付事業」 中野区ホームページ掲載